「宮崎県公共事業景観形成指針」の概要

1 指針の位置づけ

宮崎県景観形成基本方針(平成19年4月)に基づき策定したもので、県が実施する公 共事業における景観形成の基本的な考え方や方向性を示したもの。

宮崎県景観形成基本方針 (抜粋)

- ◎ 県が実施する重点施策
 - 面的な景観の保全・形成を誘導する指針の検討・実行
 - 景観法をはじめとする各種法令や条例等に基づき、面的広がりのある取組 を推進するうえで必要な各種指針を整備します。
 - 〇 公共事業等景観配慮指針(仮称)の策定
 - ・ 公共事業を進めるにあたっての、計画~調査~設計~施工~維持管理の 各段階において、どのような仕組みで判断・実施していくのかなどについ ての考え方を示した指針を策定し、景観に配慮した公共事業の推進を目指 します。

2 指針の概要

2 拍町の似安	
区分	内 容
はじめに	・ 公共施設の景観に関する現状と問題点
	・ 国の動向
	・ 景観法における地方公共団体の責務
	・ 宮崎県景観形成基本方針における本指針の位置づけ
	・ 宮崎県公共事業景観形成指針の役割
1 指針の適用範囲	・ 県が実施する全ての公共事業に適用
	・ 景観重要公共施設に定められている場合の取扱
	・ 国や市町村事業との連携
2 基本的事項	(1)景観形成の基本理念
	(2)法令等の遵守と公共施設管理者からの積極的な取組
	(3)意識の醸成と人材育成
	(4)環境の保全と向上
	(5)地域の特性を生かし、活性化につなげる
3 段階別配慮事項	(1)構想段階
	(2)計画段階
	(3)設計段階
	(4)施工段階
	(5)維持管理段階

区分	内 容
4 共通指針	共通する項目について配慮すべき事項の指針
	(1)法面
	(2)擁壁
	(3)護岸
	(4)防護柵
	(5)舗装
	(6)標識・公共広告物
	(7)照明施設
	(8)植栽・緑化・緑地保全
	(9)占用物・設備類・その他工作物等
5 施設別指針	施設別に配慮すべき事項の指針
	(1)道路
	(2)橋梁
	(3)河川
	(4) 公園・緑地
	(5)港湾・漁港
	(6)海岸
	(7)ダム・堰堤
	(8) 急傾斜地崩壊対策施設
	(9)用地造成
	(10)公共建築物
	(11)農地整備
	(12) 森林整備